

島田市立神座小学校跡地利活用事業公募型プロポーザル実施について

学校再編に伴い令和6年3月末に閉校する神座小学校の跡地利活用事業について、令和4年度に公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選考を行いました。残念ながら選定に至りませんでした。このため、令和5年度において再度、公募型プロポーザルを実施します。

【公募型プロポーザルの目的】

小学校跡地利活用事業に民間等のアイデアや活力を取り入れるため

【跡地利活用事業のポイント】

- 1 持続可能なものであること
- 2 敷地、校舎及び体育館等学校施設全体を一体的に活用するものであること
- 3 事業に係る初期投資及び運営経費は、利活用主体が負担すること

【今後の流れ】

令和5年

7月3日（月）：跡地利活用事業公募型プロポーザル実施要領を公表

7月下旬～8月上旬：現地見学会

9月下旬：参加表明書受付

令和6年

2月：プロポーザル審査会

2月下旬：優先交渉権者及び次点者の公表

【ここがポイント】

- ・地域コミュニティの活性化や賑わい創出、地域振興に寄与する事業を募集します。
- ・避難所としての機能を引続き持たせるものとします。

【問い合わせ】 島田市教育委員会教育総務課 飯田・中村（電話：0547-36-7952）
島田市行政経営部資産活用課 岩本（電話：0547-36-7124）